

記者会見要旨

日 時：2021年6月16日（水） 15：30～16：30
場 所：東証ホール
会 見 者：取締役兼代表執行役グループ CEO 清田 瞭

清 田 私からは1件、「当社の定時株主総会について」ご説明いたします。

本日、午前10時から、水天宮のロイヤルパークホテルにおきまして、定時株主総会を開催しました。本年の株主総会も、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した開催といたしました。

昨年同様、書面またはインターネットによる議決権行使をお願いさせて頂き、感染拡大防止のため、ご来場を極力見合わせていただくよう、予めお願いをさせて頂きました。

また、今回は新たに、総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットを通じたライブ配信を行いました。

総会につきましては、議決権行使書を提出された方を含め、総株主数53,327名の方のうち、23,746名のご出席
議決権総数5,363,221個のうち、4,946,117個の議決権行使がありました。

本年の来場株主数は、先ほどお話したような感染防止に配慮した株主総会としたことから、59名となり、11時28分に、終了いたしました。

また、取締役の選任に係る株主総会の議案につきまして、原案どおり、承認されましたことを併せてご報告いたします。

簡単ですが、私からは以上です。

記 者 先日、政府の成長戦略実行計画の原案が示されました。その中に SPAC について検討を促す内容が入ったかと思えます。改めて、取引所としての、日本における SPAC 解禁に対する所見を教えてください。

清 田 SPAC については、本日も報道がありましたが、アメリカでは、昨年から今年にかけて、SPAC を通じた未上場企業の上場

が非常に話題になっておりました。大変多くの SPAC の上場があり、現在、上場している SPAC だけでも数百社が、買収や M&A の相手を探していると聞いております。

SPAC という仕組みそのものについては、東証でも 2008 年に一度、検討させていただいたことがあります。当時は、投資家保護の観点等で課題があり、また SPAC を利用して上場するというニーズもなかったことから、導入が見送られたという経緯になっております。

このたび、成長戦略の一環として SPAC の検討が挙げられています。アメリカでは、資本市場を有効活用する手段の 1 つとして SPAC が使われており、また、SPAC との合併により、日本では考えられないような巨大なユニコーンが上場しているということから、話題性もありますので、そうしたことが日本でもできれば、という見方もあるということだと思います。

一方、アメリカでも話題になっているように、SPAC による上場後に CEO が退任するなど、投資家にとって、必ずしもハッピーな結果になっていない事例も見られます。アメリカの規制当局による調査が始まっているようにも聞いており、本日の報道にもありましたが、投資家の期待を裏切るような経営の不透明性が問題になっているということだと思います。こうしたことを踏まえれば、もし日本で SPAC を解禁するのであれば、投資家保護に関するルールについても十分検討されるべきだと思います。

ただ、SPAC の上場について、資本市場の活性化に役立ち、かつ投資家保護のため、一定の歯止めとなる仕組みが市場関係者のコンセンサスとして作り上げられるようであれば、私どもとしても決してネガティブに対応するつもりはありません。アメリカの規制当局による調査等の動向も踏まえつつ、政府、関係機関と十分な連携を取りながら進めていきたいと考えています。

記者　もう少し踏み込んでお伺いします。成長戦略実行計画の原案の中では、SPAC の導入に関して、必要な制度について検討を求める、と少し踏み込んだ内容だと理解しています。その上で、東証としては、SPAC について、導入の是非を含めて検討する余地があるのか、あるいは、導入するための制度を今

から、議論するフェーズにあるのか、SPAC の実現可能性について、現段階でどう捉えたらいいか、もう少し教えていただいてもよろしいですか。

清 田 SPAC の仕組みそのものは、現行の制度上、できないわけではありません。しかし、法的枠組みとは別に、SPAC との合併を通じて上場する企業について、上場企業としてのクオリティをどのように担保するかという投資家保護に関する問題があります。SPAC は、いわゆる空箱といわれています。SPAC が上場するときには、SPAC との合併により上場することになる未上場会社についての審査は行われません。SPAC が合併によってどのような企業を自らの箱に取り込むかということが全く分からない段階で、SPAC の上場が申請されるということです。たとえば、とんでもない企業との合併が行われた場合の投資家保護や、その相手企業のデューデリジェンスをどのように行うのかという課題があります。このように、これまで培ってきたマーケットの秩序に対して、リスクが大きいため、拙速に動いていくということではないと思いますが、政府の成長戦略実行計画に盛り込まれた中で、SPAC の良い点を取り込みつつ、一方で、課題にはしっかり対応する形で、検討を進めていくということだと思います。

記 者 立会時間延長に関する議論が、ワーキンググループを含めて再び開始されたかと思えます。午後3時の立会終了時間を後ろ倒しするという方向の議論だとは理解していますが、改めて、なぜこのタイミングで延長議論が再開されて、かつ、これまで後ろ倒しは実現してこなかったわけで、今回については実現可能性、どのようにご覧になっているのか、こちらについても教えてください。

清 田 取引時間延長の議論というのは、実は私どもが昨年10月1日に起こしましたシステムトラブルによって、東証全銘柄が終日売買停止したというところから、レジリエンスを中心に、再発防止という対策とともに、発生した場合であっても早急に取引の再開につなげられるといった形での対策を論議する中で、取引再開に当たり、再開後に十分な時間的余裕が取れ

ない場合にどうするかという論議の中で出てきました。

例えば、再開のタイミングが、取引時間が終了する午後3時の直前に取引の再開をできるようなシステム上の対策はできたんだけど、十分な取引時間が確保できないといったときに、どうするべきかというような話が出て、結果的に、注文受付時間15分、取引時間15分で、少なくとも30分以上の時間を確保できることを取引再開の1つの条件として皆さまの合意を得たわけです。けれども、十分な時間が確保できないような状況も考慮し、今回、改めて取引時間の延長を議論することになりました。

1つのアイデアとして、再開が立会時間の終了間際となるときには、立会時間を後ろに延長して、十分な時間を確保したらどうだといったご意見もいただいたと聞いております。ただ、この議論については、いろいろと討議をしていただきましたが、機関投資家や取引参加者等の間では、いろいろなご意見が出ていて、システムトラブルがあったときに突発的に、しかも十分な時間が取れる場合には普通どおりで、時間がぎりぎりのときだけ延びるという予見可能性のないようなルールをどうするんだといった論議がありました。

また、立会時間は欧米に比べても日本の取引時間は短いという論議もあり、これをきっかけに、そうした面でも、取引時間の延長という視点での論議も行われてはいたということだと思います。

ただ、投資信託等の基準価格の計算、その他の実務的な時間を見ると、そう長時間後ろに倒すことができないということと、時間延長を随時やるのはやはり難しいので、制度として取引時間を30分なり1時間なり後ろへ倒したらどうかといったご意見も出て、それは困るというご意見もありますので、まだいろんなご意見の中で論議が行われています。

いずれにしても、この問題は、私どもが2013年から14年にかけて、現物株の夜間取引について市場関係者にご提案したときと基本的な状況は変わっていないので、そう長時間延長できる話ではないと思います。また欧米では昼休みを取らない取引所が多いので、昼休みをなくしたらどうだといったご意見も一部にはアイデアとしてないわけではないです。それらがみな論議されているようなところもありますので、そ

ういったものも整理して、これからいろんなご意見をいただくということにはなりますが、まだ具体的に方向性が出ていくというわけではありません。私どもとしても、取引時間の延長そのものについて、市場関係者の方々のご意見が一致するのであれば、取引時間を延ばすことについては、決して反対ではありません。我々が夜間取引をご提案したこともあるということで、その点をご理解いただけるかと思えます。ただ、実務的にはいろんなご意見をお聞きすると、簡単には収束しないかもしれないなと思っています。

記者 よろしくお願ひします。1点あります。

個社の話になりますけれども、先日、東芝の関係で調査報告書が出ました。経済産業省と一体となって、海外の投資家に圧力をかけたという内容でしたが、コーポレートガバナンス・コードの改訂をし、海外から投資を呼び込むということで、JPXとして取り組まれているお立場として、今回の事象をどのように見られているかということと、個社の問題だけではなくて、海外から見る目というところも厳しくなるのかなと思うのですけれども、そのあたりどのように考えられているか、お伺いできますでしょうか。

清田 東芝の問題は、直近では非常に衝撃を持って受け止められた方が多いかと思ひます。2015年以降の会計不正その他の問題が収束したところで、今、昨年の株主総会における議決権の行使等に関する問題が取り上げられております。私どもは真相を分かっているわけではなく、報道を通じて知る限りでございますが、ガバナンス上極めて深刻な問題として、海外の投資家から、日本市場全体のイメージが悪く感じられているのではないかと危惧しているところではございます。

東芝が今回開示した内容は、海外を中心とした株主の求めで、改めて外部調査が行われた結果です。日本の株式市場は、海外の投資家が30数%を保有しており、取引の60%、70%を占めているという状況でもありますので、心配しているところではあります。

東芝の株主総会は、25日に開催の予定のようですが、その状況を私どもとしては注視してまいります。また、東芝は、

客観性、透明性のある調査を行うということですので、分かった情報については、適時・適切に開示していただくことを強くお願いしているところでありまして、株主やステークホルダーに対する信頼回復に努めていただきたいと思います。

当社は、東芝に対して情報の開示やそのためのご説明をお願いするという立場にありますので、これからもそのようなコンタクトを取っていきたいと思っています。

記者 東芝問題の追加なんですけれども、先ほどおっしゃったように 2015 年来の混乱でようやく戻ったということでしたが、結局、ふたを開けてみると何も改善されてなかった、変わってなかったということが今回ある程度明確になったと思います。JPX でも、特注の解除のときもいろいろ賛否両論を巻き起こしましたし、そのときに改善の見込みかあるという形で判断されたと。

それから、しばらくたって市場第二部から市場第一部に指定されたというのも、ルール改定もあったので、もともとのルールよりは早い形になったのですけれども、そうやって見返してみますと、結局改善が見込めたという判断は甘かったのではないかとも思えます。これに対してはいかがでしょうか。

清田 東芝は、2015 年以降の不正会計の問題を受けて、特設注意市場銘柄の指定を受けましたが、内部管理体制等の改善状況について自主規制法人が審査をした上で、解除されています。また、上場ルールの変更は、来年 4 月 4 日の市場区分の見直しに向けて、ルールの統一化を進める過程で、市場第二部から市場第一部への変更基準と、マザーズなどから市場第一部に変更する際の基準を統一したもので、東芝のために改正したというわけではありません。例えば、昨年 11 月には、マザーズから市場第一部への市場変更時の基準と JASDAQ からの市場変更時の基準を一本化しております。東芝の市場第一部への上場の審査については、いつも申し上げておりますとおり、独立した自主規制法人で行っておりますので、審査の内容について、私から申し上げることはございません。

なお、不正会計の問題と議決権行使等に関する働きかけという問題は、大きくとらえると、ガバナンス上の問題ではありますが、質の違うものではないかと思えます。私どもとしては、個別の上場会社の管理という観点のほか、ちょうどコーポレートガバナンス・コードを改訂したところでもありますが、この機会に上場会社各社に対して、改めてガバナンスの強化をお願いしたいと思うところです。

記者 今のところのお話で、分かりはするのですが、不正会計の問題でも、結局、都合の悪いことは出さない、隠す、もしくはスコープから外すというのがありまして、不正会計そのものよりも、そういった体質こそがガバナンスの問題だと思われま。

そうすると、それとこれとは違うのだというのは、ちょっとどうなのかなと思えます。それが前提なのですが、結局、自主規制法人は別だというのは、確かに建付けとしてはそうなのですが、特に海外の投資家から見ると、違うと言っても、それは恐らくなかなか通用しなくて、当然、日本のマーケットの信頼が下がったことに対する責任というのは、JPX に対して求められると思うのですが、そこはいかがでしょうかというのが1つです。

もう1つが、コーポレートガバナンス・コードのより高度な遵守というのが、市場区分の見直しと共にあると理解しているのですが、その場合、特にプライム市場では、より高度な遵守というのを求めていますけれども、一方で、コンプライ・オア・エクスプレインなので、必ずしもコンプライする必要はないと。今回の東芝みたいな案件だと、これはコンプライを明らかにしていないわけで、そうしたときに、プライムに認められるのか、落ちるのかということをお教えください。

清田 1つ目の不正会計と議決権行使に関わる問題は、大きく分ければ、先ほど申し上げましたように、ガバナンスの範疇ではありますが、クオリティーは違っていると見ざるを得ません。今回は、議決権行使等に関する株主への働きかけについて、株主から求められて選任された弁護士の方々の調査報告

書で指摘されていますが、事実かどうかということは、私どもとしては分かっておりません。仮に事実であった場合に、極めて由々しき問題であるだろうという意味でございます。

先ほども言いましたように、不正会計と、今回指摘されているような株主総会を乗り切るための働きかけというのは、クオリティーが違います。市場第一部への上場、ないし、特設注意市場銘柄の指定の解除にあたっては、不正会計等の問題が今後生じないための内部管理体制の整備・改善状況を審査しています。その判断が適切かどうかという点については、その時点で知り得る限りの内容で判断を行います。一方、株主総会の議決権行使等への働きかけを将来行うということは、審査の時点で分かるわけではありません。したがって、その時点で提供されている情報から判断すれば、決して、その時点で間違った判断をしたわけではありません。もちろん、私どもとして反省すべき点はあるかもしれませんが、その時点でできることがあったかということ、なかなか難しいというように感じています。そのうえで、JPXに全く責任がないと言っているわけではなく、トータルとして考えれば、市場の運営管理を行っているという意味で責任を感じております。

また、2点目のご質問ですが、新市場区分の選択については、6月末を基準日として、各上場企業の各市場区分への適合状況をお知らせのうえ、各上場企業に、今年の9月から12月の間に新市場区分を選択していただきます。この選択申請を受けて、来年、東証が市場区分ごとの上場企業を公表する予定です。

東芝がどの新市場区分を選択するかは、まだ分かりません。ただ、プライム市場には、より高いガバナンス水準が適用されます。そうしたことも含めて、いずれの新市場区分を選ぶのかを検討されることにはなると思います。

なお、経過措置として、基準に未達であっても、適合に向けた計画を出していただければ、市場第一部の企業はプライム市場に移行できることとなっております。

今回のような問題が生じた企業との関係は、まだ整理できておりませんので、これからまだ時間がございますから、検討させていただくということになると思います。

記者　また東芝の件になってしまいうんですけれども、エフィッシモが株主総会の問題追及を指摘したのが去年の12月で、東芝はそういった中でも今年の1月に市場第一部復帰ができたというので、そのタイミングが、そういったものがあがっているのに市場第一部復帰できたというタイミングについて、どう考えていらっしゃるのかをお願いします。

清田　多くの上場企業に対して、様々なアクティビストが株主提案を行っています。しかし、その時点では、株主と上場企業との間の意見の相違、対立そのものがどういう形になるかは分かりません。市場第一部への上場について、振り返ると、結果としては、非常に難しいタイミングであったということですが、様々な株主提案について、上場審査や市場区分の変更等にすべて勘案するのかということになりますと、それはなかなかできないということで御理解いただきたいと思えます。

記者　東芝について引き続きお伺いします。有価証券上場規程の企業行動規範のところにも書いてあると思えます。今回の東芝の件で、今まで清田さんは、東芝の対応を注視するということと、あと、クオリティーが不正会計のときとは違うということを申し上げられていますけども、今回、仮に事実と認定した場合に、東芝が有価証券上場規程の行動規範の違反になってくるのかどうかというご見解を伺いたいのと、先ほどのクオリティーの違いというのがちょっと分からなくて、そのクオリティーの問題のレベルというのが、財務のときより低いと見ているのかどうか、あるいは高いと見ているのかどうか。それについて教えてください。

清田　企業行動規範への抵触については、今、ご回答できることはありません。

2点目について、クオリティーの違い、すなわち不正会計と株主権の行使に対する働きかけについては、ガバナンスの問題としてもかなり質の違う問題ではないかということをお断り申し上げます。会計不正は、あくまで数字を操作し、不正を認識して行っているということになりますと、株主権

の行使に対する働きかけは、これが事実かどうか、私どもも確認しているわけではありません。発表された報告書の内容が正しいという前提でお話しするのも、私どもとしては心配なところがあります。ただ、少なくとも、もし正しいとしても、ガバナンスの問題としては、不正会計とはかなり質の違う問題だということで、クオリティーが違っていると申し上げたということです。

どちらが重いとか、軽いとかという問題ではないと思います。ルール、ないしは規範と言われるようなものに逸脱したのではないかという点については同じだと思うものの、そのどちらが重いか、軽いかという問題では比較できないため、それがクオリティーの違いだということだと思います。

記者 ありがとうございます。先ほど、市場第二部から市場第一部への指定にあたっての審査の話がありましたけども、今回の自主規制法人の上場管理のほうで、東芝の問題については、今後、どのように対応するのか、あるいは考えているのでしょうか。

清田 先ほども申し上げたように、上場企業の審査は、自主規制法人において対応しています。独立性をもった自主規制法人がどういう対応をするかという点は、私からはお答えできないものでございますので、ご了承いただきたいと思います。

記者 先ほど、客観性のある調査を東芝がやると言っていると、開示を求めたい、コンタクトを取っていきたいとおっしゃったんですけども、これは自主規制法人としては、それとは別に調査をするという話ですか。それとも、自主規制法人の調査は、それらを待ってからするというニュアンスなのでしょうか。ちょっとその辺、分からなかったので、教えてください。

清田 繰り返しになりますが、独立した自主規制法人における対応については、どのようなタイミングで、どのような内容の情報を取得して、調査あるいは聞き取りをするかなど、私どもには分かりませんので、お答えできることはありません。

申し訳ありませんが、ご了承願いたいと思います。

記者 もし可能であれば、個人的見解も含めて教えてほしいのですが、私、今回の事件で大変驚いているのは、監査委員会の委員長が経済産業省と一体となって議決権行使に影響を与えようとする。これは、証券業界にいる者として、とても許すべきことではないと思うんですが、その辺の感じはいかがなんでしょうか。特に、この太田順司さんは、監査役協会の会長であり、日証協の副会長であった方であって、非常に影響は大きいと思うんですね。言いにくいかもしれませんが、同じ証券界を盛り立てていく者としてはどのようにお考えでしょうか。

清田 まず、事実かどうかという問題があります。梶山経済産業大臣は、東芝には、安全保障上、重要な業務が多いため、安全保障上の懸念がある場合には、政府として聞き取りをするのは当たり前だとおっしゃっていると思います。経済産業省がヒアリングを行うということ自体について問題はなかろうという点は、私もそう思います。

一方、その結果として、問題となっているような動きがあったのかということですが、現時点では、経済産業省は、指摘されているようなことはないとおっしゃっていると理解しています。

私どもとしては、報告書が正しいことを前提としてご質問にお答えするわけにまいりませんので、この報告書について、正しいことを前提にして問題だと言うことは、申し上げられないと思います。

記者 昨年7月27日に東京商品取引所から大阪取引所に商品移管がされ、総合取引所が本格稼働してから来月で1年になります。そのご感想と、取引量、参入証券会社などの現状をどう捉えていらっしゃいますか。

あわせて今後の展望、目標、市場活性化に向けた方策について、現時点でありましたらお願いします。

清田 確かに早いもので、コロナ、コロナで追いかけている

うちに、もう1年になろうとしております。7月27日、TOCOMからOSEにコモディティの大半を移管して、エネルギーの原油と、電力の試験上場のマーケットを残したことで、大半は大阪に移り総合取引所になりました。そして清算機関もJSCCと統合したことで、我々としては総合取引所として、まだエネルギー分野の問題をこれから解決していく必要があると思っておりますが、総合取引所の大勢は出来上がった。

それから、金融系のオーダーフローをいかに取り込んでいくかが、当初からテーマでした。現時点では、証券会社では、野村、HSBC、バークレイズ、ABNアムロ、光世証券等に入っただいておりますが、まだ私どもが希望している規模には達していません。一定の効果は出ておりますけれども、必ずしも期待どおりの市場拡大にはつながっていないというのが現状だと思っております。

実際に、国内外の新規投資家の参入ももちろんあり少しは増えています。特に金のミニ先物は、いわゆる金融系の投資家の参入によって、かなり大きく増えているとは言えるかと思えます。

またコモディティ全体で見ると、移管前の平均1日出来高7万5,000枚が8万1,000枚にしかなくなっていないので、大きな効果ではなかったというふうに考えております。

私どもとしては、これからさらに金融系の参加者を募っていくと同時に、海外の投資家の参入も期待しているところでございます。特に今年1月に電力が現物市場で大幅に乱高下した結果、あまりに値段が飛びすぎて、試験上場中のTOCOM電力先物取引は、市場取引制限ルールストップ高、ストップ安等の値幅制限が制約となって現物市場の値動きについていけず、出来高の増加に必ずしもつながらなかったわけですから、せっかくのチャンスを生かせなかったということはあるかと思えます。しかしながら、原油先物やその他の価格も大きく動いて、一定程度の市場のボラティリティの高まりが取引高につながったことも事実だと思っております。

また電力先物の存在がやはり必要だという意識が電力業界やその他のエネルギー業界の中でも広まったこともあって、これから夏、そして今年の冬に向けて、電力やエネルギーの需給が逼迫するような状況の中でヘッジをどうするというよ

うな新電力や、発電を中心に行っている電力会社についても、先物を利用してマーケットの乱高下に対する備えが必要だということは強く認識されるようになってきております。

そういったことも含めて、東京商品取引所の石崎社長をはじめ、政府関係者とも連携を取りながら、エネルギー市場の育成についていろんな取り組みを今進行させているところで、電力先物の本上場に向けて準備を進めています。また、将来、総合エネルギー市場という形で、今のTOCOMを、いわゆるLNG、液化天然ガスの上場も含めて育成していこうということです。ないしは、TOCOMを早急に大阪取引所に取り込んで、大阪でエネルギーを含めた全てのコモディティの先物取引を大きくして、世界の取引所とイコールフットイングになるような形でやっていきたいと1年を迎えるに当たって、意を強くしているというところです。

記者 取引量の関係で確認します。スタートのときに当時の大阪取引所の山道社長は2～3年で2倍にしたいと話していましたが、新しく社長に就任した岩永社長は、2～3年での実現は無理だというようなお話もされておりました。取引量についての現状と、今後の展望をお願いします。

清田 取引量そのものは、もちろん、そのときの市況に左右されます。だから今年、電力先物がもし本上場していて、かつボラティリティにきちんと対応できていれば大きく増えたであろうとも思います。昨年春には、原油が暴落した経緯もあり、一時的に強烈な出来高になったこともあります。

いろんな局面でデリバティブは非常に大きく動いたり動かなかったりします。安定的に動いているデリバティブは、コモディティだけではありません。金融デリバティブは安定的に出来高ができていますのですけれど、この金融デリバティブとコモディティデリバティブがワンストップでできるようになれば、市場の拡大になると思っております。

この点について、特に取引参加者が、証券系、金融系とコモディティ系で必ずしも一体になっておらず、まだ分かれておらず。取引参加者も一体化していく、市場も一体化していく。機関投資家も、どちらのアセットも取引していると、こういう状

況になることを望んでおり、私どもとしては、そのために、特にコモディティのデリバティブ、ないしはデリバティブ一般について日本の機関投資家等についても、よりリテラシーを高めていただけるようなお手伝いをしていきたいと思っています。

記者 経済産業省の、安保上の重要な事業を行っている企業については一定程度守られなきゃいけない、守るべきであるというのは、私もその考え自体は分かります。その中で、外為法の建付けとしても、海外の株主というか、海外の投資家が取得するに当たって一定程度の規制を設けるというのは、実際それは行われているというのはもちろん前提としてあります。それと、上場していることの意味、もしくは株式市場としての意味というか、株式市場は、もう釈迦に説法ですけれども、当然それは株主は平等であってというのがある程度大原則の中で自由に取得がされるべきものだというふうに理解をしています。これは仕方ないことですが、どうしてもジレンマというか、トレードオフというか、問題があるという、そのこと自体と、それが米中摩擦で、より一層安保の重みが増していくこととに対して、市場を運営している側としては、どういった問題意識を持っていらっしゃるかって、そこにどういった解決をしていくべきなのか。東芝がという意味ではないですけれども、それをあまり言ってしまうと、安保系の事業をやっている会社に関してはアンタッチャブルになる、自由に買えなくなるということにもつながりかねないと思いますので、そこに対する問題意識や解決策、どうすべきかみたいな示唆をいただければと思います。

清田 外為法やその他の規制により、上場企業の株式についても、安全保障上の問題があれば、いろいろな形での制限がありますが、決して禁止されているわけではありません。外為法であれば、安全保障上、重要な企業の株式について、外国株主が1%以上の取得を行う可能性がある場合には、事前の届出が求められているということです。事前の届出があれば、取得はできます。ただし、この投資家には、この企業の株は1%以上は持ってもらうては困るという判断は政府としてあり得ると思います。日本は、このルールを遅れて入れているほう

だと思えます。細かいことを全て知っているわけではありませんが、先進国のほとんどは、基本的には、安全保障上、重要な戦略企業についての外資の出資比率、ないしは株主の投資保有比率について、一定の歯止めがあり、かつ、審査をした上で、認めることもあれば、制限する場合があります。こうしたルールは、資本主義のまさに総本山であるアメリカでも、以前よりある基本的な考え方です。

我々としては、こういったルールそのものが、資本市場を守ることに照らして逸脱していると考えているわけではありません。資本市場の原理原則として、ご指摘のように、上場する限り、どのような株主でも自由に売買できるという前提についても、安全保障という、より大きな国家政策として必要な場合には、ある程度制限を受けるということについては、やむを得ないと思っております。

以 上